

第1回人権賞 受賞者 越山 康

【受賞理由】

長年、自ら原告となって国会議員の定数是正のための訴訟活動を行い、一票の平等について啓蒙し、立法措置を促すなどの取り組みに対し対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

1962年7月に始めた「国会議員の定数配分不均衡是正訴訟」は、衆議院について8回、参議院について6回にも及んだが、この訴訟は、法律専門家たちの間でも「門前払いが当たり前」と目されていたにもかかわらず、少して行政訴訟の枠を拡げたいとの思いと「参政権の平等」という憲法問題であるとの思いとを込めて、司法修習生の身でありながら、訴訟に踏み切った。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

前述のとおり、「門前払いが当たり前」とされていた訴訟で、1976年4月ようやく最高裁大法廷から違憲判決を得た。もとより多くの方々のご協力のお陰ではあったが、その間に14年の歳月が流れた。

その後、「昭和の梁山泊」と綽名されたグループ（もちろん、金持ちも、山賊も、僧侶も、漁師などもおらず、若手の在野法曹のみの編成だった。）1977年1月に結成され、折おり、四ツ谷の日本旅館にたむろして議論を重ね、国政選挙ごとに訴訟を繰り返しつつ、1985年7月17日に最高裁大法廷から再度の違憲判決を得た。その折りに、かつての組閣時における総理官邸の前庭同様に、最高裁の裏門内に各報道機関がテントを張ったのは圧巻だった。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

長年続けてきた国会議員選挙の定数是正に関する研究、訴訟活動が認められての受賞であり、私自身たいへん嬉しいことだったが、さらに私を支えてくれた同志、支援者にとってもいい励みになったと思う。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

還暦を祝ってもらった1992年12月20日、曹操の詩の一説「烈士暮年 壯心不已」の色紙を後継者に送り、グループの組織運営を託し、世代交代を図った。

Q5 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

私には有能な同志、後輩が大勢いる。自らは老醜を晒すことはなく使命を全うすることができたが、後を引き継いでくれた彼らが、わが憲法が求める「適正な議員定数配分」に基づく代表制をめぐるこの「定数訴訟」において、憲法12条がいう「国民の不断の努力」により、継続、維持され、所期の目的が達

成できるよう念じている。